

青森県外国人介護人材定着支援事業費補助金に関するQ & A（R8.9.25時点）

No.	問	回答																					
1	補助事業のスケジュールはどうなっているのか。	以下のとおりで予定しています。 <table border="1"> <tr> <td>1 交付申請書の提出</td><td>事業者→センター→県</td><td>令和8年10月1日から令和8年11月20日まで</td></tr> <tr> <td>2 交付申請書の審査</td><td>県</td><td></td></tr> <tr> <td>3 交付決定通知書の発出</td><td>県→事業者</td><td>令和8年12月中（予定）</td></tr> <tr> <td>4 実績報告書の提出</td><td>事業者→センター→県</td><td>・事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月10日のいずれか早い日までに提出 ・既に事業が完了している場合は、交付決定後、速やかに提出</td></tr> <tr> <td>5 実績報告書の審査</td><td>県→事業者</td><td>令和9年4月中（予定）</td></tr> <tr> <td>6 補助金額の確定</td><td>事業者→県</td><td>令和9年5月初旬（予定）</td></tr> <tr> <td>7 補助金の支払</td><td>県→事業者</td><td>令和9年5月末日（予定）</td></tr> </table> *「センター」とは「あおもり国際介護人材センター」です。 センターでは、相談や書類の受付を行っています。（連絡先はQ21に記載）	1 交付申請書の提出	事業者→センター→県	令和8年10月1日から令和8年11月20日まで	2 交付申請書の審査	県		3 交付決定通知書の発出	県→事業者	令和8年12月中（予定）	4 実績報告書の提出	事業者→センター→県	・事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月10日のいずれか早い日までに提出 ・既に事業が完了している場合は、交付決定後、速やかに提出	5 実績報告書の審査	県→事業者	令和9年4月中（予定）	6 補助金額の確定	事業者→県	令和9年5月初旬（予定）	7 補助金の支払	県→事業者	令和9年5月末日（予定）
1 交付申請書の提出	事業者→センター→県	令和8年10月1日から令和8年11月20日まで																					
2 交付申請書の審査	県																						
3 交付決定通知書の発出	県→事業者	令和8年12月中（予定）																					
4 実績報告書の提出	事業者→センター→県	・事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月10日のいずれか早い日までに提出 ・既に事業が完了している場合は、交付決定後、速やかに提出																					
5 実績報告書の審査	県→事業者	令和9年4月中（予定）																					
6 補助金額の確定	事業者→県	令和9年5月初旬（予定）																					
7 補助金の支払	県→事業者	令和9年5月末日（予定）																					
2	補助の対象となる外国人介護人材を教えてください。	県内の介護施設等に勤務し、又は、勤務しようとする外国人であって、「経済連携協定に基づく外国人介護人材」「介護」「介護職種の技能実習生」「介護分野の特定技能1号」の在留資格に該当する者。「外国人留学生」は、補助対象外です。																					
3	事業の実施期間はいつからいつまでか。	令和8年度は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。 令和9年3月31日までに支払いが完了しているものに限ります。（令和8年度の事業にかかるものであって、令和8年度中に支払いが済んでいるものが対象です。）令和8年度の事業にかかる経費であっても、支払いが令和7年度や令和9年度になるものは、補助対象外です。（例えば、令和8年4月分の家賃を令和8年3月に支払った場合や令和9年3月の家賃を令和9年4月に支払った場合など、令和8年度にかかる経費であっても、令和8年度の支払いではないため、補助対象外です。） 法人名義のクレジットカードで支払った場合でも、令和9年3月31日までに支払い（法人口座からの引き落とし）が完了しているものが対象です。																					

4	申請は各事業所単位で行うのか。	交付申請や実績報告は法人単位で提出してください。法人内の複数の事業所で補助対象となる取組を実施している場合でも、法人でまとめて申請してください。 なお、交付申請書に添付する別紙2及び実績報告時に添付する別紙4は、取組を実施している事業所ごとに記入して提出してください。
5	受入に当たって係る監理団体や登録支援機関に支払う手数料は、補助対象か。	補助対象外です。
6	外国人介護人材の日本語学習支援として、オンラインによる学習を行う場合のタブレットやパソコンの端末費用は、補助対象となるか	補助対象となります。
7	日本語能力試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となりますか。	補助対象となります。（施設職員が付添として同行する者の旅費は補助対象外です。）
8	外国人介護人材の住まいとして、介護事業所（法人）名義でアパートの賃貸借契約を締結したが、どこまで対象経費として認められるか。	事業所（法人）が負担した外国人介護人材のための住まいに係る経費のうち、家賃、管理費（共益費）、礼金、仲介手数料は補助対象です。敷金は補助対象外です。外国人介護人材から家賃の一部を徴収しているなど家賃収入がある場合は、対象経費から除いてください。
9	外国人介護人材を住まわせるため、所有している建物を改修したが、改修に係る経費は、対象となるか。	補助対象外です。

10	外国人介護人材が生活を開始するにあたり、住まい以外の生活支援として認められる経費を教えてください。	介護事業所（法人）が負担する以下の経費。 ・初回の給料をもらうまでの間の生活のための手当（金銭給付に限る。米や食料品等での提供は対象外） ※介護事業所（法人）及び外国人介護人材の両方の氏名が入った領収書等の証明が必要です。 ・生活のために最低限必要な家具・家電製品であって、外国人介護人材に無償で貸与する予定のもので、かつ、単価が30万円未満のもの。（冷蔵庫、洗濯機、掃除機、炊飯器、電子レンジ、ガス台、ストーブ、エアコン、テーブル、収納棚等。外国人介護人材から使用料を徴収しているものは対象外。消耗品、布団類、食器類、調理器具（鍋、包丁等）、被服類（事業所のユニフォーム含む）は対象外） *本事業については、これまでの運用状況等を踏まえ、より外国人介護人材の定着支援に資する取組に重点化を図る観点から、補助対象経費の見直しを行っています。
11	生活に必要な家具・家電製品の送料や設置費用は、対象になるか。	補助対象です。
12	ネット環境整備に係る費用やネット（Wi-Fi）通信料は補助対象となるか。	事業目的である外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援のためにネット環境を整備したものであれば、補助対象となります。ただし、初回の設置に係る経費のみ対象です。月々の支払いが生じる経費（通信料等）は対象外です。
13	事業所（法人）が、外国人介護職員の住まいの光熱水費を負担している場合、補助対象となるか。	補助対象外です。 なお、本事業については、これまでの運用状況等を踏まえ、より外国人介護人材の定着支援に資する取組に重点化を図る観点から、補助対象経費の見直しを行っています。
14	受入に当たり歓迎会を開催することになったが、交流会の開催経費として補助対象となるか。また、地域住民と外国人介護職員との交流会を開催することになったが、補助対象と認められるのか。	交流会の開催に要する経費の大部分を飲食費が占める場合は、補助対象外です。（いわゆる飲み会や食事会など、飲食がメインの交流会）飲食がメインではない交流イベントなどの開催経費は補助対象となりますが、飲食にかかる経費は除いてください。
15	メンタルヘルスケア対策として、外国人介護職員の一時帰国を検討しているが、補助対象となるか。	一時帰国に伴う経費は、対象外です。

16	移動手段としての自転車の購入経費は補助対象となるか。	事業所（法人）が購入したものであって、外国人介護人材が利用するものであれば、補助対象です。
17	その他、対象経費として認められるかどうか、申請前に相談したいが、どうすればよいか。	記載のない経費については、個別に判断しますので、目的や必要な理由を明記の上、「あおり国際介護人材センター」へ相談ください。（連絡先は、Q21に記載）
18	E P A で受け入れた介護福祉士候補者に対して、日本語や介護技術の学習に係る経費の他、家賃などの生活に係る支援（負担）も行っている。学習に係る経費は、「青森県介護福祉士候補者学習支援事業費補助金」で申請し、生活に係る経費を本補助金の生活支援で申請をしてよいか。	対象経費が重複しない場合は、両方の補助金の申請が可能です。
19	交付決定後に、取組内容に変更があった場合の手続きについて教えてください。	申請時に提出していた事業計画の内容に変更があった場合は、変更承認申請書（第2号様式）の提出が必要です。交付申請中に事業内容が変更になった場合は、連絡ください。
20	交付決定後に、事業を実施しないことになった場合の手続きについて教えてください。	廃止承認申請書（第3号様式）の提出が必要です。
21	申請書や実績報告書の書き方や提出書類がわからない場合は、どこに相談すればよいか。また、書類の提出先を教えてください。	補助金の相談窓口は、「あおり国際介護人材センター（TEL:017-752-6230）」ですので、そちらへご相談ください。 交付申請や実績報告の書類の提出先は「あおり国際介護人材センター」です。 申請書や実績報告書等の書類は、郵送で提出してください。（メールを送信することは構いませんが、確認漏れを防ぐためにも、紙に印刷したものでも必ず送ってください。） <提出先> 〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ3階 青森県老人福祉協会内あおり国際介護人材センター あて